

秩父市農業委員会 令和4年 第11回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和4年11月21日(月) 午後2時01分
- (2) 閉会日時 令和4年11月21日(月) 午後3時32分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	糸 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	遅参
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	出席
3番	長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	出席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	出席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	出席
6番	彦久保 利 平	出席			小久保 健 司	出席
7番	横 田 友	遅参		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	出席
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	出席
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	出席			新 舟 文 男	欠席
13番	設 樂 治 男	出席		第6 区域	千 島 初 夫	出席
					木 村 雄 一	出席

印 農業委員会長 印 会長職務代理者 印 議事録署名人

- 印は新型コロナウイルス感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

- 議案第53号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直し
農地法施行規則第17条第2項による区域の指定について (2件)
- 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について (8件)
- 議案第56号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (1件)
- 議案第57号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (3件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	川上 貴		主席主幹	小嶋 祥弘	書記
参 与	宮前 房男		主 事	川上 僚太	書記
主 幹	千島 修		主 査	笠原 信之	
主事補	見澤 俊亮				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（桑東男会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和4年 第11回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（桑東男会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（桑東男会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

川上事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中 12名です。

議長（桑東男会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（桑東男会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（桑東男会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。10番 新田 恭一 委員 及び 11番 長島 秀明 委員、以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び川上主事を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（桑東男会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に 処理した案件はありませんが、前回の総会において農業振興地域からの除外について、説明の要望がありましたので、担当課に説明を致させます。

川上事務局長 諸報告について農振除外の担当であります、農政課 深田規晃主席主幹お願いをいたします。

農政課 深田主席主幹 農政課の深田と申します。よろしく願いいたします。農振農用地における太陽光発電施設設置に関する除外との事ですので、説明をいたします。農振農用地における太陽光施設の設置につきましては、農振農用地からの除外案件に含まれてはおりません。しかし過去8年間にわたり、再生可能エネルギーの推進、農地の有効活用の観点から、市長特認市長決済を取り、農振除外の2月、8月の一カ月前から計画を審査して、特認という形をとり除外を認めてまいりました。

令和3年5月、北堀市長が就任し、現状を確認したところ、優良農地に設置されるケースが多く、平坦で日当たりの良い農地に設置されるケースが多く確認されました。今後秩父市の農業政策に大きな影響を与えるのではないかと懸念されております。以上のことから、農地を守

るため方針を変更し今後は、農振農用地における太陽光発電の設置は認めないこととすることにいたしました。本年7月の段階で8件ほど、太陽光発電施設設置に関する事前協議について申請がされましたが、その段階において、今後は（設置を目的とした申請は）認めないとのことで、お断りをさせていただいております。

議長（衆東男会長） ただ今の説明について質問はございますか。

議長（衆東男会長） 質問があれば書面等で農政課に質問をお願いいたします。

3番 長谷川 満委員 ソーラーシェアリング。太陽光発電と農業を一緒に行うような事はいかがでしょうか。農振の除外を認めてもらえないということでしょうか。

農政課 深田主席主幹 営農型の太陽光発電ですが、通常のものとは手続きが違っております。営農型の場合はハードルが非常に高いものとなっております。秩父市内でも過去に1件存在しております。設備を2m以上の高さ、安全性を確保し、秩父地域の同一作物の8割以上を確保するなどの条件が課せられており、収穫がされない場合は許可の取り消しなど現実的には厳しいものが有ります。また、県内外の例をみても、（太陽光設備の）設置に関して業者と行政間でトラブルが発生するケースが見受けられており、全庁的に検討に入ると考えております。太陽光に関しましては、環境部環境課で太陽光発電設備設置に関するガイドラインを作成してございまして、その中にも設置を避けるべき区域に、農振農用地も入っておりますが、過去8年間は市長特認で設置を認めてきたものでございます。

2番 上井 克彦委員 先ほどの説明の中で、平坦な農地とのことではございますが、中山間地域の傾斜の有る農振農用地では許可されるということですか。

農政課 深田主席主幹 先ほどの説明では、平坦で日当たりの良いところが選ばれるという事ですが、斜面であっても、農振農用地における市長特認という除外は認めないということではございます。

議長（衆東男会長） 他にございますか。質問がある場合は事務局、または農政課をお願いいたします。以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（衆東男会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

川上事務局長

【議案説明】

本日、横田委員。吉川推進委員に置かれましては、遅参するとの連絡をいただきました。

議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。議案書3ページ、議案第54号 番号2でございますが、保留とさせていただき、来月の審査とさせていただきますので、議案書より削除をお願いいたします。次に議案書4ページ、議案第55号 番号3 施設の概要の欄ですが、公共用ごみ置場 1基の面積・㎡を・㎡に訂正をお願いいたします。それでは、令和4年 第11回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第53号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直し

農地法施行規則第17条第2項による区域の指定について が2件

議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について が2件

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について が8件

議案第56号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について が1件

議案第57号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について が3件
以上でございます。 よろしく申し上げます。

日程第7 議案審議 議案第53号上程 農地法第3条第2項第5号の規定による
別段の面積の見直し 農地法施行規則第17条第2項による区域の指定
について (2件)

議長(糸東男会長) 次に、議案第53号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の見直し 農地法施行規則第17条第2項による区域の指定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をいたさせます。

議事務局(川上事務局長) 議案第53号について説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。1の農地法施行規則第17条第1項による区域及び下限面積2ページ、2の同法同条第2項の規定に基づく最小面積については、変更ございませんので、説明を省略させていただきます。

改めて、議案書2ページをご覧ください。本議案を上程いたしますのは、2 農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号1の 字 畑 1筆・・・平方メートルを設定するものです。案内図をご覧ください。

申し出地の所在につきましては、より北東へ・・・m付近に位置し、平成28年、相続により取得した土地です。またこの土地は農業振興地域の農用地区域に位置する第1種農地です。この土地の所有者は、現在 に在住していることから、農地として耕作することが困難であり、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて耕作をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による許可を受けなければなりません。現地を確認したところ、保全管理されている農地でした。説明は以上です。

事務局(笠原主査) 私からは、番号2について説明させていただきます。

本議案を上程いたしますのは、農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号2の 字 畑1筆・・・㎡を設定するものです。

案内図をご覧ください。申出の所在につきましては、の東、約・・・m付近に位置しており、令和2年に相続により取得した土地です。申出者は、申請地以外にも農地を所有しており、その農地を管理することで手一杯であり、申請地については耕作ができない状況が続いております。今後もそのような状況が続く見込みで耕作することが出来ないため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。本案につきまして議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。現地を確認したところ、保全管理されている土地でした。説明は以上です。

議長(糸東男会長) はい事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当推進委員の意見を伺います。

12番 豊田恵男委員 12番豊田です。この案件は事務局説明のとおりです。隣接地に住宅が建て

られておりますが、所有者の親が居住しておりました、現在は不在となっております、畑の管理も出来なくなっており、農地パトロールにおいて黄色判定しておりました。しかし、今回敷地内の榎の木が伐採されており、除草もされて保全管理となっております。所有者は 〇〇〇〇に在住しており管理出来ないことから、今回の申請となりました。以上でございます。

2区 倉林幸男推進委員 2区の倉林です。16日に現地確認を行いました。問題は無いと思いますがここは1種農地ですので、理解頂いて耕作してもらえれば問題無いと思います。ご審議お願いいたします。

6番 彦久保 利平委員 6番彦久保です。先ほどの事務局より説明のあったとおりです。過去に建物がありましたが、解体し農地としたものです。問題は無いと思います。推進委員さんの意見も踏まえてご審議いただきたいと思います。

5区 木村 初枝推進委員 5区の木村です。この場所は、私の近所で農地パトロールしている場所でもあります。建物がありましたが、整備され農地となっております。問題は無いと思われますので、(ご審議)お願いいたします。

議長(糸東男会長) ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長(糸東男会長) 如何でしょうか。質疑、ご意見はありませんか。

(なしの声有り)

議長(糸東男会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第53号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(糸東男会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第54号上程 農地法第3条の規定による許可申請について(2件)

議長(糸東男会長) 次に、議案第54号 農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(宮前参与) 議案書3ページをお開きください。

私からは、番号1について、説明いたします。本案件につきましては、令和4年第10回定例総会において別段の面積の見直しとして、ご審議、決定いただいた、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき設定された農地に対し、譲り受けたい旨の申し出があり、譲渡人との協議が成立したことから、このたびの申請となりました。なお、譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇字 畑1筆 〇〇㎡で、〇〇〇〇の南西〇〇メートル付近に位置し、平成28年、相続により取得した土地で、畑として耕作されています。譲受人は、申請地の隣接地に居住し、譲渡人とは兄弟の関係にあります。譲受人は農作業歴は35年あり、作付計画では、ローゼル・大根・食用ホオズキを栽培する計画です。説明は以上です。

事務局(見澤主事補) 番号3について説明します。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、〇〇〇〇字 畑4筆 〇〇〇㎡で、平成23年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は 〇〇〇〇から北西へ〇〇〇m付近に位置しています。申請理由ですが、譲渡人が遠方に居住しており、管理を行うことが困難であることから、申請地付近に居住する譲受人との間に話がまとまったため、このたび申請に至ったものです。譲受人は 〇〇〇〇地内に〇〇〇㎡の農地を所有しており、本申請地を併せると〇〇〇㎡になり、秩父市 〇〇〇〇地内における下限面積要件10アールを満たしております。

また、保有する農機具等につきましては耕運機3台で、農作業の経験は10年以上に及びます。農地取得後は、ネギ、そば、ぎゅうり、大根等、季節に合わせた野菜を栽培する予定です。耕作労働力は本人、妻ということで、特に問題はないと思われます。現地を確認したところ、草刈だけ行われていました。

議長（糸東男会長） はい事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当推進委員の意見を伺います。

4番 加藤 勝市委員 4番加藤です。番号1ですが、ただ今事務局より説明の有ったとおりです。別段の面積で審査されたとおりでございます。今後農地としての利用が期待出来ますので賛成いたします。推進委員さんの意見も尊重していただきご審議いただきたいと思ひます。以上です。

1区 松澤 眞一推進委員 1区松澤です。先日現地を確認いたしました。耕作者は隣接に居住していますので、今後の耕作に期待できます。農地としての利用なので良いのではないかと思ひます。ご審議をお願いいたします。

5番 笠原 倍吉委員 5番笠原です。3番についてでございますが、農業経営規模拡大ということでございます。詳細については事務局より説明のあったとおりです。また所有者が遠方に居住してより、管理が難しい案件です。先日事務局、木村推進委員と現地を確認いたしました。現地は南向きの少し傾斜のある畑です。譲受人は隣接地に居住しており、最善の管理が出来ると思ひます。ご審議をお願いいたします。

6区 木村 雄一推進委員 6区の木村です。先日現地を確認いたしました。笠原委員説明のとおり、近隣に居住しており農機具の使用も容易に行えることですので、非常に管理された良い土地ですので、よい案件だと思ひますので、ご審議をお願いいたします。

議長（糸東男会長） 以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。

これより議案第54号に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

12番 豊田 恵男委員 3番の譲受人の年齢を教えてください。

事務局（見澤主事補） 譲受人の年齢は 歳です。

議長（糸東男会長） 第54号に関する質疑 又は 意見はありませんか。

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第54号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第55号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （ 8件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主事） 私からは番号1から2について説明します。

まず、番号1について説明します。譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、畑 1筆 ・ ・ m²で、平成 ・ ・ 年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、 から北西に ・ ・ ・ m離れた場所にあり、立地基準につきまし

ては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断しました。

転用目的は、自己用住宅です。申請事由ですが、譲受人の父が昭和・・年頃、結婚を機に申請地を賃借し、農地法の許可を得ず、自己用住宅を建築し、使用しておりました。その後、譲受人が住宅を相続し、現在に至るまで居住しております。この度、譲受人が申請地賃借し、引き続き自己用住宅用地として使用していきたいとして、始末書添付の上、申請されました。権利の種類は、賃借権で、資金調達計画は整っております。また、隣接の農地はありません。現地を確認しましたところ、住宅として使用されておりました。説明は以上です。

次に番号2について説明します。譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、畑 1筆 ・・・㎡で、平成・・年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は、から北東に・・・m離れた場所にあり、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断しました。転用目的は、自己用住宅です。申請事由ですが、譲受人の兄が昭和・・年に、第3者から申請地上の建物を贈与で取得し、申請地を賃借し使用していました。その後、昭和・・年に、譲受人が申請地を賃借し、農地法の許可を得ず、自己用住宅を建築し、現在に至るまで居住しております。この度、譲受人が引き続き申請地を自己用住宅用地として賃借し、使用していきたいとして、始末書添付の上申請されました。権利の種類は賃借権で、資金調達計画は整っております。また、隣接に譲渡人以外が所有する農地はありません。現況を確認したところ、住宅として利用されておりました。説明は以上です。

事務局(宮前参与) 私からは、番号3と番号4について説明いたします。

はじめに、番号3ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、字 畑 1筆 ・・平方メートルで、の西南西・・m付近に位置している土地で、譲渡人が令和・・年に相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、ゴミ置場の設置です。申請事由ですが、平成・・年に譲渡人の父親が所有する土地を宅地分譲用地として売買したおり、居住者となられる方々が利用する公共用ゴミ置場として設置し、現在に至っております。

隣接する・・番を住宅用地として売り渡しの際に調査した結果、農地転用が無許可のままであったことが判明し、今回の申請となりました。譲受人は、のゴミ置場管理代表者です。譲渡人からは、始末書の提出があり、隣接地に農地はありません。

次に、番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、字 畑 1筆 ・・平方メートルで、の南・・メートル付近に位置し、譲渡人が昭和・・年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅です。申請事由ですが、譲受人は現在、隣接地の借家に家族・人で住んでいますが、日常手狭となったので、申請地を購入し、住宅の新築をするものです。資金計画は整っており、隣接する農地は無く、問題は無いと考えます。現地を確認したところ、果樹園地()となっております。

事務局（小嶋主席主幹） 私からは番号5及び番号6について説明いたします。

番号5について説明いたします。譲受人・譲渡人・契約の内容等は議案書記載のとおりです。申請地は、字 畑 2筆・・・㎡で、2筆のうち1筆は平成・・・年に相続で、1筆は平成・・・年に売買で取得した土地です。なお、売買で取得した土地は、平成・・・年・月・・・日付けで3条許可を受けております。案内図をご覧ください。申請地は、から北西に・・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は自己用住宅です。譲受人は、・・・地内のアパートに家族・人で住んでいますが、出身地である 地内に土地を探していたところ、このたび譲っていただける申請地が見つかり購入して住宅の新築をしたいと申請されました。なお、申請地は埼玉県の規定となる自己用住宅の許可用地である概ね・・・㎡を・・・㎡超過しております。道路後退用地として約・・・㎡を秩父市へ寄付予定となっており、実質的には約・・・㎡程度の超過となる見込みと考えられます。秩父農林振興センターへ照会したところ、超過の面積が1割以下と軽微であり、かつ、敷地の用途の活用・必要性等があれば許可要件となる旨の回答がありました。提出された配置図によると、自己用住宅の建築面積・・・㎡以外に、来客駐車スペース2台、自己用車輛等のガレージ、家庭菜園、子供の砂遊び場、植栽、車両進入路・回転スペースとして敷地を利用する計画となっております。また排水は隣接する市道の側溝へ浄化槽経由で接続する計画となっております。資金計画は整っております。また、隣接に耕作農地はありませんでした。現地を調査したところ、草刈り等の保全管理がされており、一部大根等が作付されておりました。つづきまして、番号6について説明いたします。

申請人、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、字 畑 3筆・・・㎡で、平成・・・年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、から西に・・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は資材置場です。譲受人は、秩父市内に本店を置き、を目的のひとつとしている法人です。申請事由ですが、譲受人は事業拡大に伴い、既存の が手狭となったため、本社から・・・mの申請地に新たに を設置することで効率的な経営が行えることから、申請地を として使用したいと申請されたものです。事業計画は、ここに・・・台及び として利用する計画で、資金計画は整っておりました。また、隣接に耕作農地はありませんでした。現地を確認したところ、耕作はされておりましたが、草刈り等の保全管理がされておりました。説明は以上です。

事務局（笠原主査） 私からは番号7、番号8について説明いたします。

最初に、番号7について、説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は字 畑 1筆・・・㎡で、令和・・・年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、の東、・・・m付近に位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。転用目的は、自己用住宅用地です。申請事由ですが、譲受人は現在、県外のマンショ

ンに居住しておりますが、かねてより実家周辺に住宅を新築したいと考えておりました。購入可能な土地を探していたところ、譲渡人との間で売買の話がまとまり、今回の申請に至ったものです。資金調達計画は整っています。また隣接農地所有者から転用することに差し支えない旨の同意書も添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。現地を確認したところ、保全管理の状態となっていました。

続けて、番号8について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、
字 畑1筆・・・㎡ で平成・年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は 西・・・m付近に位置しており、立地の基準につきましては、土地改良区内に存在する農地として、第一種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人が経営する の来客用駐車場として一時的に転用するもので、転用する期間は令和5年・月末日までです。申請地は農振農用地区域内にある農地であり、転用につきましては農用地からの除外を必要とする土地ですが、一時的な利用に供するもので、一時転用終了後は農地へ復旧する旨の誓約書が添付されており、秩父市が定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断し、例外的に転用を許可する場合に該当するものと考えます。借受人は平成・年に成立した法人で、観光農園の経営、果樹園の経営、野菜類の生産、販売などを事業目的の一つとしております。現在、申請地の隣接地でいちごの観光農園を経営しており、いちご狩りの季節には、来園者により既存の駐車場では足りない状態になってしまいます。そのため、貸渡人に交渉し、土地を貸してもらえることになり、いちご狩りのシーズンが終わる5月末日まで来客用の駐車場として、申請地を一時転用したいと申請するものです。なお、転用期間終了後は速やかに農地へ復旧する旨の誓約書も添付されており、現地を確認すると、現在はパーク(木質チップ)が敷設され、鉢植えされたレモンの木が置かれ、管理された状態でした。

議長(桑東男会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及の意見を伺います。

4番 加藤 勝市委員 4番加藤です。1番から4番まで意見を申し上げます。1番から4番までどの案件もやむを得ないと考えます。1番、2番につきましては、賃貸人、賃借人ともに先代からの時代に契約されたものと思われます。現状に合わせた申請だと思われます。

3番ですが、近隣住民の生活のため必要な施設です。2種農地ではありますが、やむを得ない申請だと思われます。4番ですが申請理由、近隣の宅地化の状況、3種農地であり添付書類も整っておりますので、やむを得ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。

休憩 加藤委員より要望があり休憩となる。近隣の実例となる営農型太陽光発電について説明がされた。(14:54~14:55)

10番 新田 恭一委員 10番新田です。5番と6番について意見を述べさせていただきます。5番ですが事務局説明のとおりです。気になる点は許可面積が・・・㎡との事ですが、振興センターにも伺い了解を得ておりますので良いかと思えます。現地の状況は保全管理されておりました。6番ですが、近隣の 会社が譲受人ということ。現地が若干傾斜のある畑と

ということですが、元の畑に戻すのは難しいと考える。譲渡人が遠方に居住しており耕作が出来ないということですのでやむを得ないと感じます。

6番 彦久保 利平委員 6番彦久保です。7番、8番について説明いたします。現地は事務局より説明のあったとおりです。7番は遠方に居住しておりますが、故郷に帰ってくる。永住するということで土地を探していたところ、目的の土地が保全管理されていたとの事です。

8番ですが、この土地は、本年当初借受して、整地したところ農転違反となってしまうことから農林振興センターと相談を行い、鉢植えの など置くなどして、正式な手続きを行い、一時転用するとの事です。譲受人は農業を一生懸命行っているのですやむを得ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより質疑に

入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

3区 小久保 健司推進委員 3区小久保です。8番の案件ですが、チップを敷設してありますがその下は碎石が敷設してあるのですか。

事務局（笠原主査） チップの下の碎石は撤去してあると思われます。

事務局（川上事務局長） 本年1月に農林振興センター、農業委員会事務局等において現地を確認し、指導に基づき、碎石は撤去し、耕作土の上にチップが敷設されている状態です。

議長（糸東男会長） 他にございますか。参考までにお話しをいたしますと、過去に譲渡人は農地利用最適化推進委員、譲受人は農業委員でしたので法令を遵守していただきたいと思います。

議長（糸東男会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第55号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第56号上程 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について （1件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第56号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主事） 番号1について説明します。本案件は、平成27年第4回定例総会において審議

され、平成・年・月・日に宅地分譲地として許可された案件で、このたび、許可後の計画変更が申請されました。事業計画者、申請地、施設の概要、契約の内容は議案書記載の通りです。案内図をご覧ください。申請地は、 から北西に・・・メートル離れた場所にあり、立地の基準としては、市街地化の傾向が著しい区域内の農地として第3種農地と判断しました。計画変更の目的及び申請事由ですが、区画数の変更です。事業計画者は当初、申請地を利用し、宅地分譲地・区画分を計画しておりましたが、区画面積が大きく購入価格が高額であったため、買い手が決まらない状況が続いておりました。そのため、過去の販売区画面積及び区画形成等のニーズを検討した結果、1区画あたりの面積が広くなると販売金額が高額になる事を考慮し、農地転用許可後（平成・年・月）に・区画から・区画へ変更し、区画面積を小さくし販売を

行いました。申請地は既に造成工事が完了しており、区画とも購入され住居が建築されており、原状回復が困難であるため、この度、経緯書添付の上、計画変更の申請がされました。既に工事は完了しているため、計画変更後計画変更に際しての資金調達計画は整っております。なお、申請地は既に事業計画者から土地購入者へ所有権移転済みです。現地を確認しましたところ、既に3区画とも住宅が建築されておりました。説明は以上です。

議長（衆東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及の意見を伺います。

4番 加藤 勝市委員 4番加藤です。本来は計画変更する前に、申請が行われるべきものですが、すでに3区画に分譲し生活されている方がおります。添付書類として契約書なども添付されておりますので計画変更はやむを得ないと考えます。ご審議お願いいたします。

議長（衆東男会長） 質疑、意見はありませんか。

議長（衆東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第56号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（衆東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とする
こ
とに決しました。

議案第57号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について

議長（衆東男会長） 議案第57号農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（宮前参与） 議案第57号について説明をいたします。

議案書の最後のページをご覧ください。番号1~3について説明いたします。

申請地は、
の南西・・・m付近にあります。案内図をご覧ください。本申請は、申請土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするもので、所有者3名から非農地判断について申し出があったものです。対象地が農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断については、農林水産省経営局が平成21年12月11日制定した「農地法の運用について」第4の(4)の非農地の判断基準に照らして、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であることとされていまして、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合に農地に該当しないものと判断するものです。航空写真をご覧ください。

初めに番号1は、
・・・番 田 1筆 ・・・m² 写真、
をご覧ください。

現地は、登記地目は田ですが、草地及び灌木類が生い茂った土地になります。なお、法第30条の利用状況調査の結果は令和3年から黄色判定となっています。航空写真をご覧ください。

次に番号2は、
・・・番 畑 1筆 ・・・m²写真、
をご覧ください。現地は、番号1に隣接する土地で主に草地、一部灌木類が生い茂った土地になります。なお、法第30条の利用状況調査の結果は令和3年から保全管理判定となっています。

(2)航空写真をご覧ください。最後に番号3は、
・・・番1、・・・番、・・・番、・・・番
の4筆で 畑 ・・・m²です。ちなみに、・・・番2については、平成30年3月に非農地判定と

なっています。写真・・・、・・・番をご覧ください。現地は、番号1・2に隣接する土地で一部草
地で灌木類が生い茂った土地になります。なお、法第30条の利用状況調査の結果は令和・年から、・・・
番は黄色判定、・・・番は保全管理判定となっています。

次に、・・・番、・・・番は、非農地判定をした土地に隣接した土地です。

写真、 をご覧ください。現地は、灌木類が生い茂った土地になり、植栽されたと思われ
る杉の木が1本あります。写真右側の杉の木の部分は、非農地判定した土地になります。なお、法
第30条の利用状況調査の結果は令和3年から、保全管理判定となっています。

写真、 をご覧ください。現地は、桑畑で利用されていた痕跡があり、写真 桑の木がた
てどうし状態となっています。杉が植栽され、非農地判断した・・・に隣接した部分は、写真
のように杉の木があります。相対的には、写真 杉の部分が3分の1、桑の部分が3分の2になる
と見受けられます。なお法第30条の利用状況調査の結果は令和3年から、赤判定となっています。
説明は以上です。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適
化推進委員の意見を伺います。

4番 加藤 勝市委員 4番加藤です。先日1区の推進委員、事務局と4名で現地を確認いたしまし
た。・・・番、・・・番、・・・番、・・・番、・・・番、これらの土地について、昨年度の農地調
査において、保全管理であったり、黄色判定であったりして、赤判定を行うのは無理であろう
と思われ、耕作を再開してもらいたいということで、現地を確認したまいりました。・・・番に
ついては、事務局説明のとおり、県道側から確認すると赤判定になると思われます。しかし反
対側から見た場合は、黄色判定であろうと思われます。3分の1は杉が植林してありますが、3
分の2が桑の立て通しとなっており黄色判定です。まだ赤判定（非農地判断）とするのは無理
があるかと思い、総合的に見て黄色判定といたしました。推進委員さんのご意見も尊重し、皆
様にご審議、ご判断いただきたいと存じます。以上です。

1番 吉川 稔推進委員 1区推進委員の吉沢です。先日加藤委員さん、事務局、松澤推進委員さ
んと現地を確認いたしました。意見としては委員さんと同様です。今回も非農地として判断す
るのは難しいと考えます。以上よろしくお願いたします。

1区 松澤 眞一推進委員 1区の松澤です。先日加藤委員、吉川推進委員、事務局と現地を確認い
たしました。・・・番は傾斜地で赤判定となっているところですが、・・・番はかなり平坦な部
分が多いので赤判定は難しいと思います。・・・番は桑の木がだいぶ伸びており、一部杉が植栽
されており、雑草の繁茂が著しい所です。隣接土地所有者も除草作業等の管理が行われており、
赤判定は難しいところです。皆様のご審議をお願いします。
ご審議をお願いいたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。
これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

2番 上井 克彦委員 申請者3名の意向は何かあるのでしょうか。周辺が太陽光発電設備なので、
申請場所も太陽光設置を目的とされているのでは無いかと思いました。

事務局（宮前参与） 耕作ができないということで、非農地判定の申請がされました。一団として
出てきた。農振農用地であることから、太陽光は認められないということで、非農地判定がさ
れれば太陽光発電設備設置が推測できる案件であろうと思います。

2番 上井 克彦委員 今回申請のあった3名は、隣接する太陽光設備の地権者なのでしょうか。

事務局（宮前参与） 平成・・年 というところが転用許可を賃貸借で譲受人となっておりま
す。今回の案件は鬼頭測量に勤務する行政書士が委任を受けて申請されたものです。

2番 上井 克彦委員 わかりました。

議長（糸東男会長） 市の意向もありますので、慎重に審議したいと思います。また県道より低い

位置に有ります。埋め土が行われても困りますのでよろしく願います。

4番 加藤 勝市委員 事務局より推測との話がされましたが、現況を判断して、黄色判定しました。将来の利用を憂慮して判断したのでは有りません。また農地利用状況調査も参考としたので黄色判定としました。

議長（桑東男会長）他に質疑等ございませんか。質疑無しであれば採決したいと思います。よろしいでしょうか。以上で質疑を終結します。採決をいたします。議案第57号番について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものとする判断することについて、賛成する諸君の挙手を求めます。

議長（桑東男会長） 全員が賛成できないということであります。よって、本案は、そのように判断をしたということでございます。今回、非農地である判断はしないことにいたしました。

日程第8 閉議・閉会

議長（桑東男会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして秩父市農業委員会 令和4年第11回定例総会を閉会いたします。